

地域活動等への職員の参加について

1 趣旨

近年、人口減少に伴う人材の稀少化等を背景として、地方公務員について、公務以外でも活躍することが期待されるようになってきていますが、本県では、職員が団体の活動に参加し報酬を受領するといった兼業を行うにあたっては、法令上の要件に加え、県独自の要件を設定していました。

そこで、この度、地域活動等への参加を希望する職員が、より参加しやすくなるよう、許可の基準を見直しました。

2 緩和の内容

(1) 許可基準の見直し

地域活動への参加をしやすくするため、報酬を得て兼業を行う場合における県独自の要件を廃止しました。

<法令上の要件>

- ① 職務専念義務との関係
- ② 職務の公正の確保
- ③ 職員の品位の保持

<県独自の要件>

- ④ 公益性、職務との関連性及び職員にとっての研修効果があること
- ⑤ 予備自衛官としての活動など、特に公共性の高い活動以外は報酬辞退

廃止

(2) 許可手続きの見直し

事務処理の迅速化のため、各所属長の権限で兼業の許可をできるようにしました。

(3) 報酬等の受領について

地域団体等の規定による報酬の額が常識の範囲内であれば、受領を認めることとしました。

(4) 参加可能な活動について

職員が地域活動等に参加しやすくなるよう、過去の事例等を参考に、参加可能な活動に関するリストを作成し、公表します。

このリストについては、適宜事例を追加していきます。

※ 非常勤職員については、法令上、営利企業従事等許可の対象外とされており、勤務に支障のない範囲で兼業を行うことができます。

参加可能な活動に関する事例

区 分	事 例	備 考
地域コミュニティ活動等	自治会、町内会、婦人会、青年団、子ども会、マンション管理組合、マンション理事会	
	まちづくり委員会、地区防犯組織、地区子育て支援グループ、お祭り実行委員会	
	NPO法人、任意団体、ボランティア活動団体等への参加	
	部活動顧問、少年スポーツ団体のコーチ、大会の審判等	
公共性の高い団体等からの要請に基づいて行われる活動	青少年指導員	
	交通指導員	
	成年後見人	
	鳥獣被害対策実施隊員	
	市浄化センター運転管理等業務委託事業者選定委員会の選定委員	
	(独法) 統計センターの非常勤監事	
	国勢調査員、国勢調査指導員	
	統一地方選挙における受付事務	
	投票立会人	
	労働審判員	特別休暇を取得する場合は、報酬を辞退すること。
	調停委員	特別休暇を取得する場合は、報酬を辞退すること。

区 分	事 例	備 考
公共性の高い団体等からの要請に基づいて行われる活動	予備自衛官	
	消防団	消防団員との兼職を行う場合には、服務規程第8条の2に基づく承認を得る必要がある。
	県体協加盟競技団体からの協力依頼に基づく主催大会の運営、審判、選手へに技術指導等	
	(公社) 日本技術士会からの依頼に基づく技術士法に係る技術士試験の試験委員	職専免対応とした場合、報酬を辞退すること。
	(公財) 建築技術教育普及センターからの依頼に基づく建築士法に係る建築士試験の試験委員	
	(公財) 日本ライフセービング協会からの依頼に基づく委員への就任	
	(一財) 消防試験研究センターが実施する試験(危険物取扱者、消防設備士)の試験監督	
	放送大学の客員准教授	
	県立大学の非常勤講師	他県立大学も含む。
	大学等における講義、講演活動	「定期的又は継続的に従事する」場合に該当しない単発的な講演等により報酬を得る場合は、許可申請不要。
	教科書の編集委員	
	手話通訳者	
執筆活動・芸術活動等	小説、学術論文の執筆、楽曲の作曲	「定期的又は継続的に従事する」場合に該当しない単発的な活動等により報酬を得る場合は、許可申請不要。

※ 過去に許可申請がなされた事例等を参考に整理したもの。

※ 本整理表に掲載された事例であっても、営利企業従事等許可に基づく基準を踏まえ、許可とならないことがある。

※ 勤務時間中に上記活動に従事する場合は、年次休暇等を取得する必要がある。

※ 営利企業での兼業は、原則として認められない。

※ 報酬額は、社会通念上相当と認められる程度を超えない額であること。